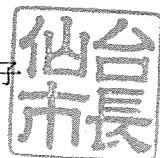


杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成 16 年 3 月 19 日仙台市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により提出のあった下記の開発事業について、条例第 16 条第 1 項の規定により開発事業計画書についての市長の意見を述べましたので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和 8 年 6 月 22 日

仙台市長 郡 和子



記

1 開発事業の概要

氏名 株式会社ランド 代表取締役 太田 真紀子

住所 仙台市青葉区芋沢字青野木 256 番地

名称 ランド芋沢字青野木建設発生土埋め立て事業

種別 区画形質の変更

目的 残土受入処分場としての事業

内容 現況は森林であり開発面積は約 2.6ha でありその内残地森林として 0.9ha 確保して、約 10 万 m³ の残土処理事業を行い埋め立て完了時には森林に復旧するものである。

位置 仙台市青葉区芋沢字青野木 265-2 の一部

面積 26,089m²

2 意見の内容

当該開発事業計画書に記載された開発事業計画の内容については、条例第 8 条第 1 項に規定する土地利用方針「Ⅲ 郊外部における開発事業の実施に関し事業者が配慮すべき基本的な事項」との整合性が確保されているものと認められる。

したがって、条例第 17 条第 1 項に規定する書面の提出を要しない。